



平成24年12月27日

【照会先】

兵庫労働局総務部企画室

室長 服部 恵三

室長補佐 中川 望

(電話)078-367-0700

報道関係者 各位

労働局長が大学生に労働法の基礎を講義

—ご要望があれば出張講義に伺います—

兵庫労働局(局長 前田芳延)では、「若者雇用戦略」に基づき、これから社会へ出て働く大学生に、さまざまな職場内のトラブルに遭遇したときの対処のための基礎知識を持っていただくため、幹部が大学等で労働法の基礎について講義を行うことにしています。

12月17日に甲南女子大学で講義を行いました。受講者のアンケートでは好評でした。

現在における1月の労働局長の講義予定は下記のとおりですが、ご要望があれば県内の大学には出張講義に伺います。

記

平成25年1月の講義予定

- | | | |
|-----|---|----------------------------|
| 1 日 | 時 | 平成25年1月17日(木)午後2時45分～4時15分 |
| 2 場 | 所 | 武庫川女子大学 兵庫県西宮市池開町6-46 |

当日の取材申込みは、前日の1月16日(水)午後5時までに、兵庫労働局総務部企画室(078-367-0700)までお願いします。

労働局長大学出張講義申込み窓口
兵庫労働局総務部企画室(078-367-0700)

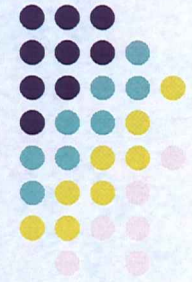
【参考】説明資料(抜粋)

働くときに必要な 労働法の基礎知識



厚生労働省兵庫労働局

働くときに知っておきたい労働法について



- 求人への応募と採用内定
- 給料についてのきまりごと
- 労働保険、社会保険について
- 労働時間について
- 年次有給休暇について
- 健康管理について
- セクハラについて
- パワハラについて
- 仕事と子育てについて
- 仕事を辞める、辞めさせられることについて
- 有期労働契約、労働者派遣について
- 労働組合等について

3 約束より安い給料しか支払われないんですが？

- 労働契約を結ぶときは、使用者は労働者に対して労働条件を明示しなければなりません。

- ・労働契約の期間
- ・仕事をする場所、仕事の内容
- ・労働時間、休日等
- ・賃金に関する事項
- ・退職に関する事項

については、書面を交付しなければなりません。

➡ 労働条件通知書、雇入通知書、雇用契約書等で確認しよう。

【P5】

6 労働保険とか社会保険って入らないといけないんですか？

病気やケガをしたとき、失業したとき、高齢になったときなどの様々な場面で生活に必要な給付を受けることができる。

雇用保険・・・失業したときに、生活の安定と就職の促進のための給付を行う。

労災保険・・・仕事で病気やケガをしたときや、通勤途中で事故に遭ったときに、医療費や休業に対する手当等を給付する。

健康保険・・・仕事以外の原因で病気やケガをしたり、出産をしたときに、その費用の一部を給付する。

厚生年金・・・高齢で働けなくなったり、ケガで障害が残ったりしたときに年金等を給付する。

* 雇用保険、労災保険は、労働者を1名以上雇用していれば強制適用

* 健康保険、厚生年金は、法人及び労働者を5人以上雇用する個人事業所は強制適用

【P7～9】

セクハラ行為者となり得るのは

事業主・上司・同僚・顧客・派遣先の社員・取引先の社員など

性的な冗談やからかい、
食事やデートへの執拗な誘い、
身体への不必要な接触、
性的関係の強要

拒否
抵抗

解雇、降格、減給
などの不利益

不快な
就業環境

労働者とは

正社員、パートタイム労働者、契約社員など、事業主
が雇用するすべての労働者

派遣労働者は派遣元でも派遣先でも労働者となります。

(2) セクハラを受けた場合

●はっきりと拒絶しましょう

不快と感じる性的な言動を受けたときは、はっきりと拒絶の意思を相手に示し、その行為がセクシュアルハラスメントだということを相手に伝えましょう。

我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。セクシュアルハラスメントは会社全体の問題です。問題を解決していくことが、悩んでいる他の人を救うことにも繋がります。

14 職場でパワハラにあっているのですが？

(1) パワハラ

上司の部下に対するいきすぎた指導、叱責、罵倒など本人の人格や尊厳を傷つける行為

毎朝挨拶しても
無視される

隣の部署から
いつも怒鳴り声

- 1 暴行・傷害(身体的な攻撃)
- 2 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言(精神的な攻撃)
- 3 隔離・仲間外し・無視(人間関係からの切り離し)
- 4 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害(過大な要求)
- 5 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと(過小な要求)
- 6 私的なことに過度に立ち入ること(個の侵害)



25 困りごとの相談は

- 労働基準法（賃金、労働時間、休日等）、最低賃金、安全衛生、労災保険など
- 仕事の相談、雇用保険、職業訓練など
- 職場での性別による差別、セクハラ、育児休業など
- 解雇、いじめ（パワハラ）など労働問題に関するさまざまな相談

労働基準監督署

ハローワーク

労働局雇用均等室

総合労働相談コーナー

労働局（クリスタルタワー15階）

女性相談員も多くいます。

各労働基準監督署

【P32】